

電気通信事業者に電話番号を用いた役務を提供する際は、提供先事業者の認定の確認等が必要です。

電話番号の転売等によって、特殊詐欺に電話番号(特に転送電話サービス)が使用される事例が増加しています。そのため電話番号の提供元が電話番号の利用状況を適切に把握するために、新たに制度が設けられ、令和5年1月1日以降、以下の対応が必要になります。

Q1. どのような事業者が対象になりますか？

電気通信番号※を使用する電気通信役務を、他の電気通信事業者に提供（提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合に限る）している**全電気通信事業者が対象**になります。

※ 携帯電話番号(090/080/070/020C/0200)、IMSIは当面の間対象外です。

Q2. どのような対応が必要ですか？

電気通信役務の提供に当たって、

- 総務省の公表する認定事業者のリスト等により、**提供先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること**
- **電気通信番号の使用に関する条件の遵守**を契約書等において明記し、提供先との間で合意することが必要になります。

また、提供を受けた電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること（卸であること）が契約上明らかでない場合、提供先が自らの電気通信事業の用に供する際、その旨を申告させる必要があります。（またその場合、卸であることを特定した契約に移行することを推奨しております。）

具体的な運用手順については、以下の総務省HPをご覧ください。

【電気通信番号を使用するための手続 - 総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html

Q3.電気通信番号使用計画の認定とは何ですか？

電気通信番号を使用する全ての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける（みなし認定とできる場合もあります）ことが必要です。

詳しくは以下の総務省HPをご覧ください。

【電気通信番号を使用するための手続 - 総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html

Q4.電気通信番号の使用に関する条件とは何ですか？

番号の種別ごとに電気通信番号の使用に関する条件が法令で定められています。

特に固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する場合は、利用者の本人確認及び拠点確認の義務や設備の設置場所の確認等の条件があります。

詳しくは電気通信番号計画をご覧ください。

【電気通信番号計画】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000620706.pdf

Q5.対応しない場合のペナルティはありますか？

認定の確認等を行わないことは、電気通信番号の使用に関する基本的事項の違反になりますので、適合命令や認定取消といった行政処分の対象になります。こうした行政処分に従わない場合や、そもそも番号使用計画の認定を受けずに電気通信番号を使用した場合、200万円以下の罰金が科せられます。

<問い合わせ先>

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 番号企画室
電話：03-5253-5111（内線5859） E-mail：bango@soumu.go.jp